

第6章 事故等防止に向けた情報発信

1 事故等防止に向けた情報発信

当委員会では、再発防止に向けた取組をより広く知って、事故等の防止に役立てていただけるように、個別の報告書に加えて、各種刊行物を作成し、公表しています。

各種刊行物は、ホームページに掲載するとともに、広く皆様に活用していただくため、ご希望の方へ「運輸安全委員会メールマガジン」配信サービスによる案内を行っています。

メールマガジン配信サービスは、航空・鉄道・船舶関係事業者、行政機関、教育・研究機関など多くの方に活用いただいています。

また、当委員会からの情報発信のあり方について、効果的でより適切な実施方法等を検討するため、事業者の方々などと意見交換を行っています。今後とも、頂いたご意見等を参考にしながら改善を図ってまいります。

委員会HP画面



2 運輸安全委員会ダイジェストの発行

当委員会では、事故の再発防止・事故防止の啓発に向け、具体的なテーマに沿って皆様のお役に立てていただくことを目的として、各種統計に基づく分析やご紹介すべき事故事例を掲載した「運輸安全委員会ダイジェスト」を発行しています。

また、海外向け情報発信の充実に向けた「JTSB Digests (運輸安全委員会ダイジェスト英語版)」も発行しています。

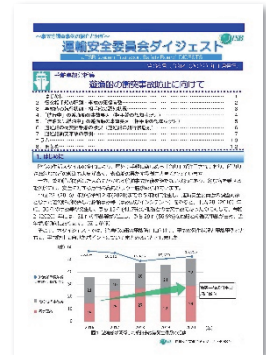
令和4年は、「運輸安全委員会ダイジェスト」を2回発行（1,3月、38-39号）しました。

当該号の主な内容は、以下のとおりです。

① 運輸安全委員会ダイジェスト第38号[船舶事故分析集]「遊漁船の衝突事故防止に向けて」
(令和4年1月18日発行)

近年、増加傾向にある遊漁船の衝突事故について、事故要因を相手船の認知状況別、航行状態別に分析し、レーダーの搭載又は簡易 AIS や AIS アプリの活用を呼び掛けるとともに、常時適切な見張りを行うことなど、事故の防止に向けたポイントを提言しています。

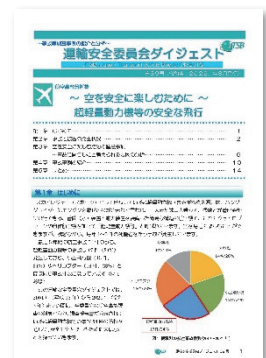
- ・ 死亡・行方不明者が発生した船舶事故の発生状況
- ・ 事故事例の紹介「遊漁船が帰航中、船首方に死角が生じた状態で航行し、漂泊中のプレジャーボートと衝突」
- ・ 事故事例の紹介「遊漁船とプレジャーボートが共に魚群探知機等を見ながら航行中、互いに接近し衝突」
- ・ 事故事例の紹介「遊漁船が漂泊中、釣り客の様子に意識を向け、漁船の接近に気付くのが遅れ衝突」
- ・ コラム「遊漁船業者等講習会講師から見た事故防止への提案」 等



② 運輸安全委員会ダイジェスト第39号[航空事故分析集]「～空を安全に楽しむために～超軽量動力機等の安全な飛行」(令和4年3月22日発行)

スカイレジャーとして普及している超軽量動力機等は、事故が発生すると死亡や重傷など重大な被害を伴っている事例が多いことから、事故の発生要因を分析し、安全に空を楽しむためのポイントについて紹介しています。

- ・ 超軽量動力機等の事故と被害の発生状況
- ・ 空を安全に楽しむための留意事項～事故に関与したと考えられる要因の分析～
- ・ 事故事例の紹介「不適切な操縦に関するもの」
- ・ 事故事例の紹介「気象（風）に関するもの」
- ・ 事故事例の紹介「知識・技量・経験不足に関するもの」
- ・ 事故事例の紹介「機体・部品の不具合に関するもの」 等



3 地方版分析集の発行

当委員会では、各地方事務所が、その管轄区域内で調査した船舶事故に関して、それぞれ特色のある海域、船種、事故の種類など、テーマを絞って分析を行い、船舶事故等の防止に関する各種の情報提供を行うため、地方版分析集として発行しています。

(令和4年発行の地方版分析集)

<p>函館</p>	<p>いか一本釣り漁船関係事故の再発防止に向けて</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いか一本釣り漁船関係事故等の発生傾向 ・衝突事故の事例 ・火災事故の事例 ・居眠りによる事故の事例 ・まとめ 	
<p>横浜</p>	<p>東京湾のプレジャーボート関連事故ハザードマップ</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾におけるプレジャーボート関連事故等の発生状況 ・東京湾の事故多発海域6か所の事故の傾向と事例 <ol style="list-style-type: none"> 1. 荒川沖（三枚洲）：乗揚 2. 江戸川沖：漁業施設への侵入 3. 木更津市沖（盤州）：乗揚 4. 富津岬沖：漁業施設への侵入 5. 保田漁港沖：漁業施設への侵入 6. 観音崎付近：衝突 ・まとめ 	
<p>神戸</p>	<p>夜間におけるプレジャーボートの港湾施設への衝突事故防止に向けて</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間港湾施設衝突事故の発生状況 ・事例1 花火大会から帰航中、船長が目視のみで操船に当たり、防波堤に衝突 ・事例2 花火大会から帰航中、船長に思い込みが生じ、係船杭に衝突 ・事例3 船長が同乗者に気遣いをしながら操船中、防波堤に衝突 ・事故防止と被害軽減のポイント 	
<p>那覇</p>	<p>潜水器漁業の事故防止に向けて “あなたの潜水器材は大丈夫！？”</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県での潜水器漁業関連の事故発生状況 ・沖縄県における潜水器漁業の概要 ・事例1 自動アンローダの故障 ・事例2 Vベルトの張り不足 ・潜水器材の取扱い上の注意事項 	

個々の地方版分析集を読んでいただくと、地方特有の事故事情について知るだけでなく、新たな事故防止のヒントを発見していただけるかもしれません。各地方事務所では、更に内容の充実を図りながら、今後も定期的に地方版分析集の発行に取り組んでいきます。

4 運輸安全委員会年報の発行

令和3年の活動全般を紹介して、事故の教訓を基に広く事故等防止を図るため、令和4年3月に「運輸安全委員会年報 2022」を発行しました。

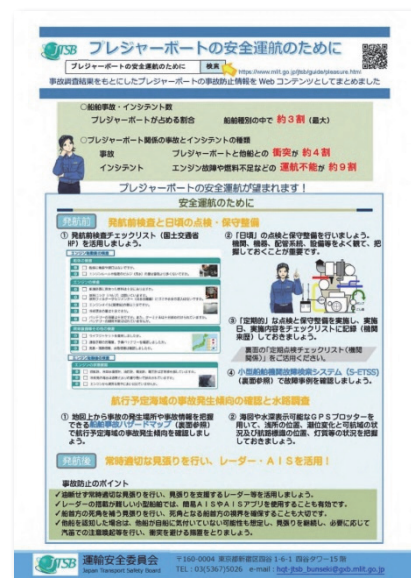
また、海外に向けた情報発信への取組の一環として、同年報に記載のトピックを海外の方々に知っていただくため、令和4年9月、英語版年報「JAPAN TRANSPORT SAFETY BOARD ANNUAL REPORT 2022」を発行しました。



5 安全啓発リーフレットの作成

運輸安全委員会ダイジェストの発行時など、当委員会ではリーフレットを必要に応じて作成し、安全に資する情報の発信に活用しています。また、令和4年は、安全啓発Webコンテンツ「プレジャーボートの安全運航のために」の公表に伴い、多くの方へ同コンテンツについて周知をするために、Webコンテンツの内容を簡潔にまとめ、定期点検チェックリストを掲載したリーフレットを作成しました。

関係団体へこれら安全啓発リーフレット配布の協力を呼び掛けるなどして、積極的な安全啓発周知活動を行っています。



安全啓発 Web コンテンツ
「プレジャーボートの安全運航のために」
周知リーフレット

コラム

夜間におけるプレジャーボートの港湾施設への衝突事故防止に向けて

事務局神戸事務所

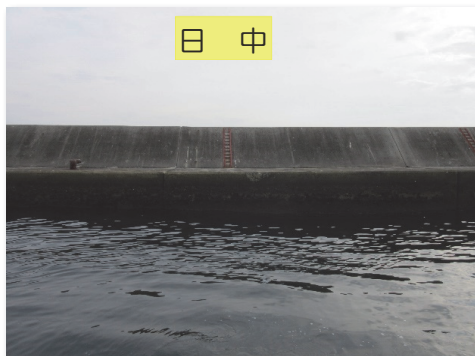
神戸事務所の管轄区域には、瀬戸内海や若狭湾のように外洋と比べて静穏な海域があり、このような海域の沿岸にはマリナーが多く、プレジャーボートによるマリンレジャーが盛んに行われています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、密を回避しながら楽しむことができるマリンレジャーの人气が高まっていて、プレジャーボート等の操縦に必要な小型船舶操縦免許の取得者も増加しています。

一方、プレジャーボートが関係する事故は、年間 30~40 件発生しており、中でも、夜間航行中の港湾施設への衝突事故において、死傷者が発生する割合が高いことが分かりました。

このような状況を踏まえ、神戸事務所では、プレジャーボートを安全に楽しんで運航していただくために、これまでの事故調査実例の分析集を作成して公表しました。

さて、夜間に航行している時は、日中の見え方とどのように違うのでしょうか。



上の写真 2 枚は同じ防波堤の写真ですが、夜間は防波堤がほとんど見えていないと思いませんか。

“昼間であれば避けて航行できても、夜間、防波堤の存在や正確な位置を知らずに航行していたら…”

“GPS プロッターなどの航海計器を備えていても、それらを活用できなかつたら…”

“いつも航行しているところだから大丈夫と思い込んで速度を上げてしまつたら…”

見えていなかった『何か』に衝突して、悲惨な事故に遭うことになってしまうかもしれません。

分析集では、プレジャーボートが関係する 500 件以上の衝突事故から見えてきた発生要因から「船長の皆さんが気をつけるべきポイント」を安全対策として記載しています。

神戸事務所では、この分析集を約 150 のマリナーに送付して周知に協力いただいています。プレジャーボートを利用する皆様に読んでいただき、マリンレジャーを安心・安全に楽しんでいただきたいと思います。

コラム

『船舶事故ハザードマップ』を使って「同種事故が多発している海域」をわかり易く

事務局横浜事務所

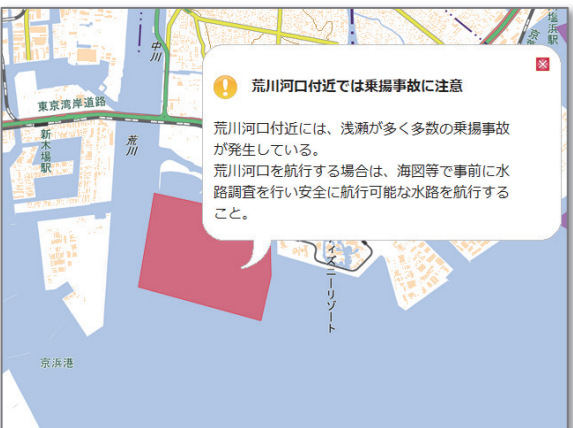
東京湾内においては、プレジャーボートが関連した同種事故が多発している海域が数か所存在しており、これらの発生状況、事故事例、原因及び再発防止策をとりまとめた地方版分析集の作成に取り組みました。

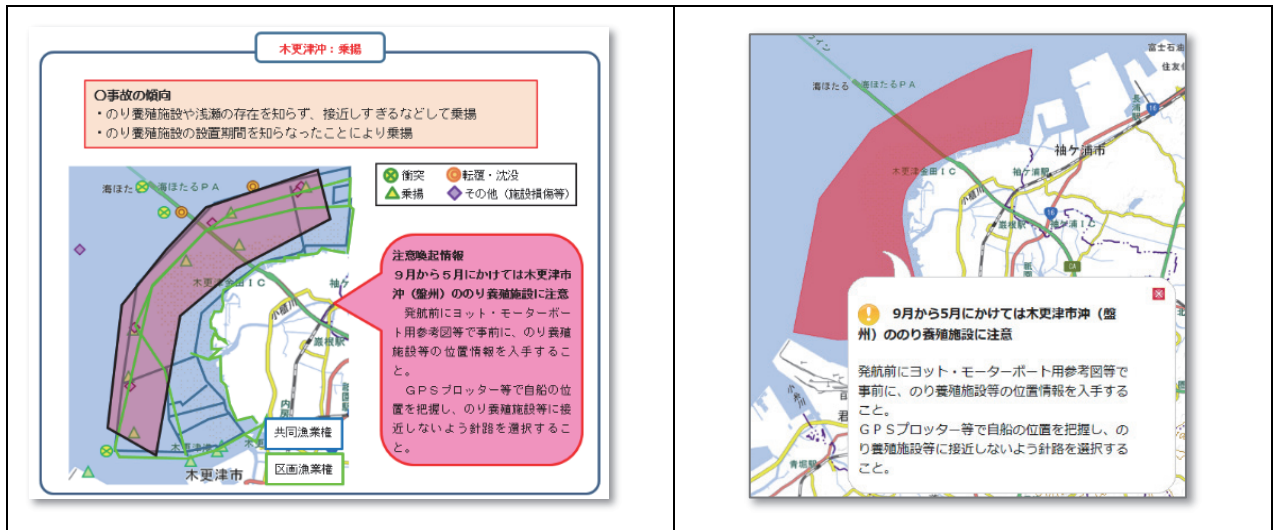
「船舶事故ハザードマップ」から同種事故が多発している海域を照合していくと、これまで同種事故が多発している海域として注意喚起情報が出されている海域の他に、新たに3か所が判明したことから、分析集の公表に併せて、「船舶事故ハザードマップ」においても、“荒川沖（三枚洲）”、“木更津市沖（盤州）”、“観音崎付近”の3か所を新たな海域として、以下のとおり『注意喚起情報』を追加しました。

分析集は、東京、千葉、神奈川のマリーナ及び一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会並びに公益社団法人関東小型船安全協会あてに送付したほか、報道機関に対して広報を行い、全国紙の地方版及び海上保安新聞に当委員会の取組として紹介記事が掲載されました。

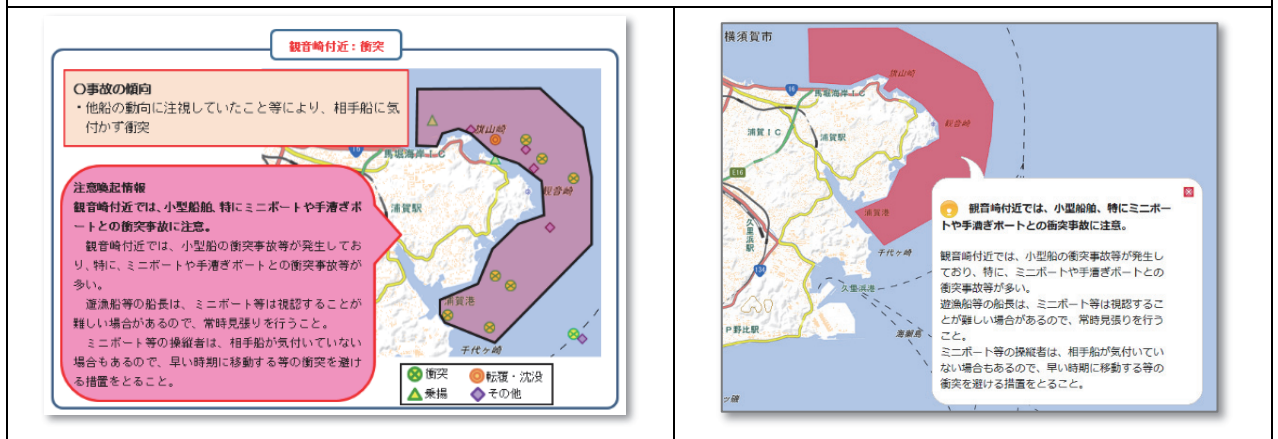
今後も、地方版分析集の発行を通して、事故防止や安全性向上に役立つ情報をわかりやすく紹介していきます。

新たに「注意喚起情報」を追加した海域での事故の傾向と対策

分析集	船舶事故ハザードマップ
 <p>荒川沖（三枚洲）：乗揚</p> <p>○事故の傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅瀬の存在は知っていたものの、その拡張状況を正確に把握せずに浅瀬に乗揚 ・浅瀬を示す標識の内側を航行したことにより浅瀬に乗揚 <p>注意喚起情報</p> <p>荒川河口付近では乗揚事故に注意 荒川河口付近には、浅瀬が多く多数の乗揚事故が発生している。 荒川河口を航行する場合は、海図等で事前に水路調査を行い安全に航行可能な水路を航行すること。</p> <p>※水深は、その場所の最大干潮時の水面の高さを示す。</p>	 <p>荒川河口付近では乗揚事故に注意</p> <p>荒川河口付近には、浅瀬が多く多数の乗揚事故が発生している。 荒川河口を航行する場合は、海図等で事前に水路調査を行い安全に航行可能な水路を航行すること。</p>
<p>事故の傾向：浅瀬の存在は知っていたものの、その拡張状況を正確に把握せずに浅瀬に乗り揚げたもの。</p> <p>対策：出航前に海図等を使用して、航行する海域の水路調査を行い、安全な航海計画を立てましょう。</p>	



事故の傾向：のり養殖施設や浅瀬の存在を知らず、接近しすぎるなどして乗揚
 のり養殖施設の設置期間を知らなかったことにより乗揚
 対 策：のり養殖施設が設置される時期があることを認識し、ヨット・モーターボート
 用参考図書や海洋情報表示システム（海しる）でのり養殖施設の設置情報等を
 入手し、位置情報をGPSプロッターに入力して活用しましょう。
 のり養殖施設の設置場所から離れて航行しましょう。



事故の傾向：他船の動向に注視していたこと等により、相手船に気付かず衝突したもの。
 小型船舶、特にミニボートや手漕ぎボートと衝突したもの。
 対 策：操船者は、航行中、一方の障害物のみに意識を向けず常時見張りを行いましょ
 う。
 操船者等は、漂流中であっても釣りのみに集中せず、周囲の見張りを行いま
 しょう。

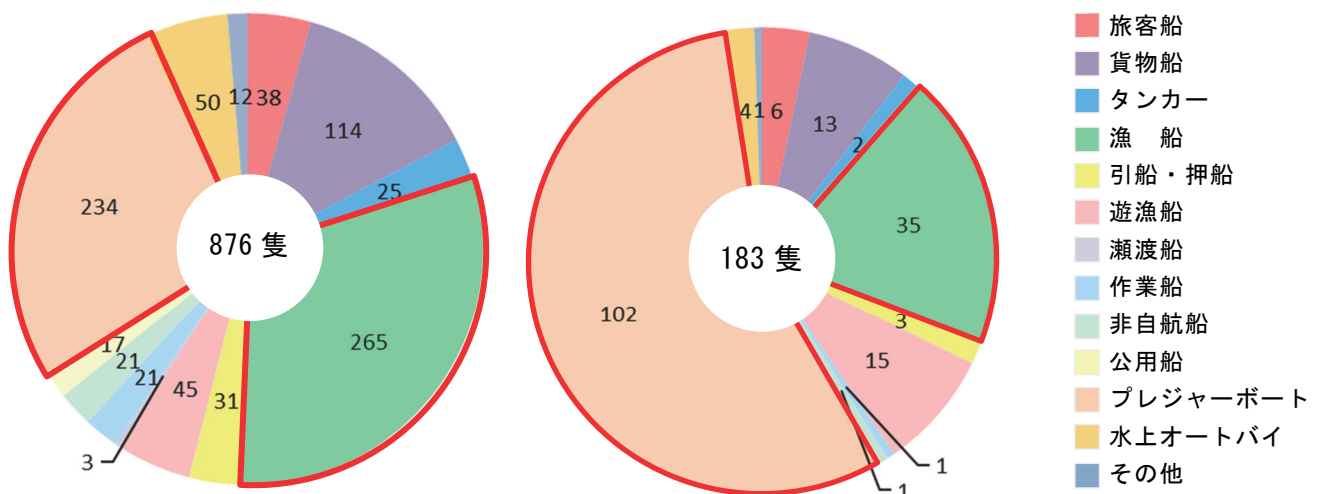
6 プレジャーボート・漁船の事故防止に向けた情報発信

当委員会の調査対象となった令和4年に発生した船舶事故に関係した船舶の隻数を船種別にみると、漁船が265隻(30.3%)と最も多く、次いでプレジャーボートが234隻(26.7%)と、これら2船種で全体の約6割を占めています。

次に、令和4年に発生した船舶インシデントに関係した船舶の隻数を船種別に見ると、プレジャーボートが102隻(55.7%)と最も多く、次いで漁船が35隻(19.1%)と、これら2船種で全体の約7割を占めています。

令和4年に発生した船舶事故等に関係した船舶の隻数（左：事故、右：インシデント）

令和4年12月31日現在



また、当委員会が調査した船舶事故等のうち、20トン未満の小型船舶による事故等は、令和4年ではプレジャーボート及び漁船をはじめとして678隻に達しており、船舶分野の調査件数全体の64.0%を占めています。

このような状況に鑑み、当委員会では、令和4年4月、当委員会のホームページ上に、プレジャーボート事故防止に関する情報を取りまとめたコンテンツ「プレジャーボートの安全運航のために」（詳しくは、本章第7節（128ページ）をご覧ください。）を開設したほか、地方版分析集として、令和4年6月に「夜間におけるプレジャーボートの港湾施設への衝突事故防止に向けて」（神戸事務所）、7月に「東京湾のプレジャーボート関連事故ハザードマップ」（横浜事務所）、8月に「いか一本釣り漁船関係事故の再発防止に向けて」（函館事務所）、「潜水器漁業の事故防止に向けて“あなたの潜水器材は大丈夫!?”」（那覇事務所）（詳しくは、本章第3節（121ページ）をご覧ください。）を発行するなど、プレジャーボート及び漁船の事故防止に向けた情報発信への取組を強化しています。

7 プレジャーボート事故防止に関する情報をまとめたホームページ ～プレジャーボートの安全運航のために～

令和4年4月、当委員会のホームページ上に、プレジャーボート事故防止に関する情報をとりまとめたコンテンツ「プレジャーボートの安全運航のために」を開設しました。

プレジャーボート関係事故等は、本章第6節で示したように船舶事故等の全体のうち約3割と大きな割合を占めています。また、プレジャーボート関係事故・インシデントの種類別発生隻数をみると、事故種類別ではプレジャーボートと他船との衝突事故が約4割を占め、インシデント種類別ではエンジン故障や燃料不足などの運航不能インシデントが約9割を占めています。

そこで、本ページでは、プレジャーボートによる事故防止を目的として、発航前や日頃の点検、航行中におけるレーダーやAISを活用した事故防止策などを、事故調査事例とともに紹介することとしました。また、当委員会のホームページ上で公開している「船舶事故ハザードマップ」を用いた航行時において注意すべき各海域に関する情報を掲載するとともに、同じくホームページ上で公開している「小型船舶機関故障検索システム(S-ETSS)」についての概要や使用方法なども併せて紹介していますので、プレジャーボートを利用する皆様の事故防止の一助としてご活用ください（詳しくは、本章第8節（128ページ）以降をご覧ください。）。

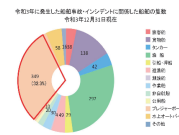


本ページでは、プレジャーボート利用・航行者のみなさんの事故防止の第一歩となるよう、発航前の点検、機軸の点検、航行中における適切な航行のポイント、また、「船舶事故ハザードマップ」より、注意すべき海域に関する情報などを、公表された事故調査報告書をもとにした事例調査事例について紹介しています。



○ 1. プレジャーボート関係事故・インシデントの現状

・ (1) 船舶事故に占めるプレジャーボート関係事故・インシデントの割合



プレジャーボート関係事故・インシデントは、約3割と、船舶事故で最大の割合を占めています

「プレジャーボートの安全運航のために」のページ

8 船舶事故ハザードマップ ～より使いやすく～

当委員会は、公表した船舶事故等報告書を有効に活用していただくため、地図上から報告書を検索できる「船舶事故ハザードマップ」をインターネットサービスとして、平成25年5月末から提供を始めました。

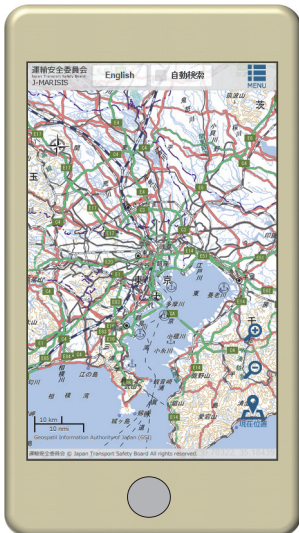
また、モバイル端末によるインターネット利用者が増え、スマートフォンやタブレットで使いやすいようにしてほしいとの要望を受けたことから、平成27年6月末から「船舶事故ハザードマップ・モバイル版」を公開しています。

タッチパネルに対応した表示ボタンやレイアウトに変更して操作性を向上させ、モバイル端末のGPS機能を利用して現在地付近の情報を表示することができるようにもなっており、プレジャーボートや遊漁船などの小型船舶のユーザーに、航行しようとする海域の事故情報や航行の参考となる情報を簡単に確認していただけるようになっています。



船舶事故ハザードマップ <https://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/index.html>





トップページ



GPS 機能を利用して現在地
付近の情報を表示した画面



事故情報を表示した画面

○ 通信料のほかは無料でご利用いただけます。船舶の交通量や漁場の位置なども分かります。

9 機関故障検索システム ～クリックで簡単検索～

当委員会では、機関（エンジン）故障部位・部品から容易に事故等調査報告書を検索・活用できるツールが欲しいとの海事関係者の方々のご要望を受け、機関故障検索システム（ETSS：Engine Trouble Search System）を構築し、平成31年4月より運用を開始しました。

ETSS は、船舶事故等について、機関（エンジン）の故障部位・部品から対象事案を検索し、利用目的にあった報告書を活用していただくことを想定しており、ネット通信料のほかは無料でご利用いただけます。

機関故障検索システム <https://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/etss/>

10 小型船舶機関故障検索システム ～小型船舶のエンジン故障を簡単検索～

当委員会では、総トン数 20 トン未満の小型船舶を利用する方に向け、事故防止と安全に関する効果的な情報提供として小型船舶機関故障検索システム（S-ETSS：Small ship Engine Trouble Search System）を構築し、令和3年4月より運用を開始しました。

当委員会で行う小型船舶の事故等においては、機関の取扱不良や整備不良等による船舶航行不能といった事故等が多くを占めています。S-ETSS は、小型船舶での事故例を検索しやすくするため、どの部分に故障が生じやすいのか、発航前に点検すべき事項や定期点検で確認することなどをランキング形式で表示し、さらに詳細を知りたい場合、それぞれの個別の事故等事例の報告書を見ていただくことも可能ですので、エンジン故障等に備えた発航前点検や定期点検の参考として活用していただけます。

<使用例>

所有する船舶のエンジンの配置で、機関本体や電気系統に関する事故例を調べる場合

JTSB 運輸安全委員会
Japan Transport Safety Board

小型船舶(20トン未満)機関故障検索システム

Small ship - Engine Trouble Search System

『機関配置型式』部分で所有する船舶の型式を選択(ここでは船外機)

『故障部位』部分で気になる故障部位を選択(ここでは機関本体と電気系統)

検索 ボタンをクリック

検索 故障部位件数ランキングの表示 詳細検索種設定 クリア

機関配置型式 解除

船外機 船内外機 船内機 その他

燃料種類 解除

ガソリン 軽油・A重油 不明

故障部位 解除

機関本体 排気系統 連結部(ベルト、クラッチ等)

潤滑油系統(タンク、ろ過器、配管等) 電気系統(バッテリー、配線、始動機器含む)

冷却水系統(清水・海水)(ポンプ、ろ過器、配管等) 燃料油系統(タンク、ろ過器、配管等)

『故障部位件数ランキング』が表示されます。気になる部位(詳細)を選択します。(ここでは、ピストンとセルモータ)

故障部位件数ランキング

1件の事故に複数の故障部位が含まれていることがあります。 合計 14 件

<input type="checkbox"/>	故障部位	故障部位(詳細)	件数
<input checked="" type="checkbox"/>	機関本体	ピストン	3
<input checked="" type="checkbox"/>	電気系統	セルモータ	3
<input type="checkbox"/>	機関本体	シリンダライナ	2
<input type="checkbox"/>	機関本体	燃料噴射ポンプ	2
<input type="checkbox"/>	機関本体	燃料噴射系統	2
<input type="checkbox"/>	機関本体	クランク軸	1
<input type="checkbox"/>	機関本体	クランクピン軸受	1

検索結果一覧表示 ※選択した故障部位で絞り込みます。 閉じる

検索結果一覧表示 ボタンをクリック

船舶インシデント調査報告書

船舶インシデント調査報告書

1. 船舶の概要

2. 事故の概要

3. 事故の原因

4. 事故の経過

5. 事故の被害

6. 事故の調査

7. 事故の対策

8. 事故の教訓

9. 事故の報告

10. 事故の調査結果

11. 事故の調査結果

12. 事故の調査結果

13. 事故の調査結果

14. 事故の調査結果

15. 事故の調査結果

16. 事故の調査結果

17. 事故の調査結果

18. 事故の調査結果

19. 事故の調査結果

20. 事故の調査結果

事故名欄の該当部分をクリックすることで、調査報告書の内容を確認することができます。

検索結果6件 表示中6件

CSV出力

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	事故等名	発生日時	船舶種類	総トン数	主機関出力	機関配置型式	故障部位	原因
<input checked="" type="checkbox"/>	1	プレジャーボート San Dragon 暴走	2018/11/06 12:00	プレジャーボート	5t未満		船外機	電気系統	本インシデントは、本船が、運途中、バッテリー端子部の接続が緩んでいたため、起動スイッチを入れても始動できず、船外機を稼働できなかったことにより発生したものと考えられる。
<input checked="" type="checkbox"/>	2	プレジャーボート DONKYの暴走不能(機密取扱)	2017/11/26 14:00	プレジャーボート	5t未満	110	船外機	潤滑油系統、機関本体	本インシデントは、本船が、操縦中、船長が船首前方視界に考え、このことについて船中乗組員に注意を促していたため、潤滑油不足となり、船外機各部の潤滑が阻害され稼働できず、船外機の潤滑不足により、セルモータの駆動不良となり、セルモータの駆動不良により発生したものと考えられる。
<input checked="" type="checkbox"/>	3	プレジャーボート ANGLER 主推進不能(機密取扱)	2017/09/03 10:00	プレジャーボート	5t未満		船外機	電気系統	本インシデントは、本船が、船外機のセルモータの駆動不良により発生したものと考えられる。
<input checked="" type="checkbox"/>	4	プレジャーボート KOLBYの暴走不能(機密取扱)	2017/07/29 18:30	プレジャーボート	5t未満		船外機	電気系統	本インシデントは、本船が、船外機のセルモータの駆動不良により発生したものと考えられる。
<input type="checkbox"/>						37	船外機	機関本体	本インシデントは、本船が、操縦中、船外機の2番シリンダが故障したため、船外機が稼働できなくなったことにより発生したものと考えられる。
<input type="checkbox"/>						44	船外機	潤滑油系統、機関本体	本インシデントは、本船が、操縦中、船外機の潤滑油フィルタが目詰まりしたため、潤滑油が供給できず、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。

コラム

プレジャーボートユーザー向けイベントへの出展

事故防止分析室

当委員会では、公表した事故等調査報告書を有効活用いただけるよう、船舶事故ハザードマップを始め、運輸安全委員会ダイジェストや地方版分析集といった安全へのツールを作成しており、こういったツールをより多くの方に知っていただくために、プレジャーボートユーザー向けのイベントに出展して、安全啓発活動を実施しています。

当委員会では、例年9～10月頃に開催される「ヨコハマフローティングヨットショー」及び「横浜ボートフェア」に毎回出展しており、令和3年はコロナ禍の影響で出展を断念しましたが、令和4年は2年ぶりに両イベントに出展することができました。どちらも日本全国から船舶関係の出展者が集まるイベントで、開催期間中は、小型船舶操縦免許の更新講習、マリン用品などの展示・販売、ヨットやボートの海上展示、体験乗船等が行われました。

当委員会のブースでは、タブレットを使った船舶事故ハザードマップの実演のほか、当委員会のウェブサイトに掲載している安全啓発ウェブコンテンツの紹介リーフレットや地方版分析集等の資料配布を行いました。



運輸安全委員会設営ブースでの船舶事故ハザードマップの実演



イベント開催期間中の会場の様子

開催期間中は天気にも恵まれ、ブースには、日頃からプレジャーボートに乗られているだけでなく、免許を取得したばかりの方など、当初の想定を超える多くの方々にブースへお越しいただきました。また、実際にこれらのコンテンツをご利用いただいている方からは、直接使用感についてのご意見を伺うことができ、我々にとっても今後の安全啓発活動に向けた貴重な機会となりました。

こういったイベントを通して、多くの方々に当委員会の活動を知っていただき、提供している安全へのツールが、船舶を操縦される方々の安全航行の一助となれば幸いです。

1.1 踏切事故防止に関する情報をまとめたホームページ ～踏切事故を起こさないために～

令和3年2月、当委員会のホームページ上に、踏切事故防止に関する情報をとりまとめたページ「踏切事故を起こさないために」を開設しました。

踏切事故は、鉄道運転事故の全体のうち40.0%と大きな割合を占めており（令和3年度）、なかでも踏切遮断機の設置されていない踏切道（第3種踏切道及び第4種踏切道）は、踏切保安設備（踏切遮断機、踏切警報機）が整備されている踏切道（第1種踏切道）に比べて事故の危険性が高いことから、踏切横断時のルールの遵守のほか、これらの踏切道の廃止や踏切保安設備の整備（いわゆる「第1種踏切道への格上げ」）等の対策が重要です。

こうした対策を進めるには、利用者をはじめ多くの方々の理解が必要であるため、踏切の利用者向けに、「とまれ、みよ、きけ」などの踏切横断ルールの遵守を呼びかけています。また、鉄道事業者、道路管理者等の関係者向けには、事故防止に向けた対策や協議を進める上で参考にもらえるよう踏切廃止等の取組事例を掲載していますので、踏切事故を減らすための参考としてご活用ください。



「踏切事故を起こさないために」のページ

1.2 出前講座（講習会等への講師派遣）

当委員会では、私たちの行っている業務についてもっと知っていただくとともに、皆さんのご意見やナマの声を聞かせていただく場として「出前講座」を行っています。講師を派遣できる講座としては、航空・鉄道・船舶の事故等の防止、被害の軽減に役立てていただくお話を、各種講演会や学校等へ職員を講師として派遣、あるいはリモートでも実施しています。

講演の内容は、ご依頼いただいた団体が選ばれた講座を基に、受講者のニーズに合わせた内容を盛り込むなど柔軟に対応しています。

申込み方法は、当委員会のホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jtsb/demaekouza.html>



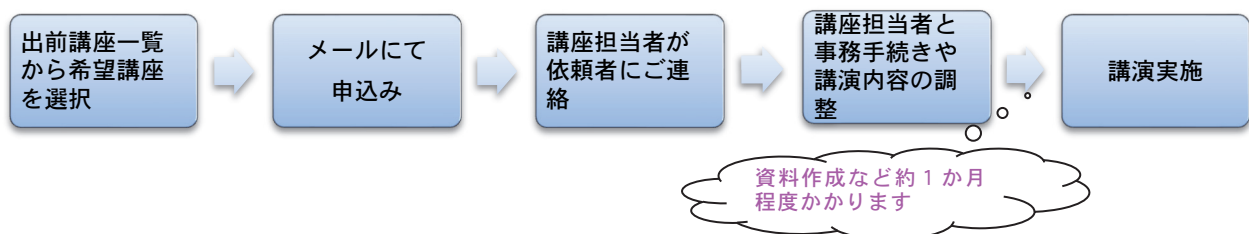
講習会の様子

出前講座一覧

No.	講座名	主な対象	講座内容
1	運輸安全委員会について	一般(高校生以上) 運輸関係事業者等	運輸安全委員会の組織経緯、業務などについてわかりやすく説明します。
2	事故調査って何だろう？	小学生以上	小学生以上の子供に「事故調査」についてわかりやすく説明します。
3	航空事故調査について	一般(高校生以上) 航空関係事業者等	航空事故調査について、その経緯や具体例などを交えて説明します。
4	鉄道事故調査について	一般(高校生以上) 鉄道関係事業者等	鉄道事故調査について、その経緯や具体例などを交えて説明します。
5	船舶事故調査について	一般(高校生以上) 海事関係事業者等	船舶事故調査について、その経緯や具体例などを交えて説明します。
6	船舶事故調査(火災、爆発、機関故障)について	一般(高校生以上) 海事関係事業者等	火災、爆発、機関故障に関する船舶事故調査について、その経緯や具体例、対策などを交えて説明します。
7	運輸安全委員会ダイジェストについて	一般(高校生以上) 運輸関係事業者等	これまでに発行した運輸安全委員会ダイジェストをもとに、各モード横断的に事故等事例紹介や各種統計資料についての解説を行います。
8	運輸安全委員会ダイジェスト(航空事故分析集)について	一般(高校生以上) 航空関係事業者等	運輸安全委員会ダイジェストにおいて、航空事故分析集として扱った各テーマについて解説を行います。
9	運輸安全委員会ダイジェスト(鉄道事故分析集)について	一般(高校生以上) 鉄道関係事業者等	運輸安全委員会ダイジェストにおいて、鉄道事故分析集として扱った各テーマについて解説を行います。
10	運輸安全委員会ダイジェスト(船舶事故分析集)について	一般(高校生以上) 海事関係事業者等	運輸安全委員会ダイジェストにおいて、船舶事故分析集として扱った各テーマについて解説を行います。
11	船舶事故発生傾向と再発防止について	一般(高校生以上) 海事関係事業者等	「船舶事故ハザードマップ」を用いて、船舶事故の多発する海域やリスクについて図解し、事故防止対策について説明します。
12	地方事務所の分析集(船舶事故関係)について [函館、仙台、横浜、神戸、広島、門司、長崎、那覇の各地方事務所]	一般(高校生以上) 海事関係事業者等	地方事務所の分析集について、各テーマの解説を行います。 ※リストは以下をクリックすると確認できます https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/localanalysis/localanalysis_new.html

※No.12は、原則、地方事務所の管轄区域のご依頼に限らせていただきます。

お申し込みから講演実施までのフローチャート



1.3 事故被害者情報連絡室の活動状況等について

当委員会では、被害者やそのご家族、ご遺族の心情に十分配慮し、事故調査に関する情報を適時適切に提供するとともに、ご意見などに丁寧に対応することを目的に、平成23年4月、被害者等への事故調査情報提供窓口を設置し、さらに情報提供を推進するため、平成24年4月に、訓令上の組織として「事故被害者情報連絡室」を設置し、地方事務所にも情報提供窓口を置き、事務局が一体的に対応しています。

令和4年は、航空・鉄道・船舶事故13件の被害者等71名の方へ事故調査等の情報提供を行いました。

なお、令和4年4月23日に発生した旅客船 KAZU I 浸水事故については、国土交通省海事局への情報提供（詳細は、第5章117ページをご覧ください）及び経過報告（詳細は、第1章18ページをご覧ください）を行うに当たり、被害に遭われた方々のご家族等への説明を行いました。

事故被害者情報連絡室では、情報提供を推進するため、事故被害者等の皆様へ「連絡先伝達カード」をお渡ししております。

事故の被害者及びそのご家族・ご遺族の皆様からの事故調査に関するお気づきの点などについて、お話を伺っておりますので、下記連絡先までお気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

<連絡先伝達カード>

事故に遭われた方々への
情報提供を行っています。

運輸安全委員会事務局
事故被害者情報連絡室

Japan Transport Safety Board

運輸安全委員会事務局 事故被害者情報連絡室

電 話：03-5367-5030
 メール：hqt-jtsb-faminfo2021@gxb.mlit.go.jp
 住 所：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1
 四谷タワー15階

函館事務所：0138-43-5517	仙台事務所：022-295-7313
横浜事務所：045-201-8396	神戸事務所：078-331-7258
広島事務所：082-251-4603	門司事務所：093-331-3707
長崎事務所：095-821-3537	那覇事務所：098-868-9335

Japan Transport Safety Board